(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県産業成長応援条例(令和元年鳥取県条例第4号。以下「条例」という。)の施行に 関し必要な事項を定めるものとする。

(重点分野)

- 第2条 条例第2条第3号の規則で定める産業の分野は、次の各号に掲げるとおりとし、その範囲はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 成長ものづくり関連分野 次に掲げる産業及びこれに準ずる産業として知事が別に定める産業であって、先進的な取組を行うもの
 - ア 鉄素形材製造業、非鉄金属素形材製造業及び金属素形材製品製造業
 - イ ロボット製造業及びこれに関連する産業
 - ウ 医療用機械器具製造業及びこれに関連する産業
 - エ 自動車・同附属品製造業
 - オ 航空機・同附属品製造業及び宇宙産業
 - (2) 自然環境調和分野 次に掲げる産業及びこれに準ずる産業として知事が別に定める産業であって、県内 の地域資源を活用した先進的な取組を行うもの
 - ア 食料品製造業及びこれに関連する産業
 - イ バイオテクノロジーの活用に関連する産業
 - ウ ヘルスケア産業 (健康の保持及び増進に資する商品の生産若しくは販売又は役務の提供を行う産業をいう。)
 - (3) 国際需要拡大分野 次に掲げる産業及びこれに準ずる産業として知事が別に定める産業であって先進的な取組により外国人観光旅客の来訪の促進に資するもの並びに県内産業の国際取引の活性化又は円滑化を目的とした取組を行う産業
 - ア 宿泊業
 - イ 飲食サービス業
 - ウ 観光資源の活用に関連する産業
 - (4) IoT等先端技術・ソフトウェア関連分野 次に掲げる産業及びこれに準ずる産業として知事が別に定める産業であって、先進的な取組を行うもの
 - ア 電子デバイス製造業及びこれに関連する産業
 - イ ソフトウェア業
 - ウ インターネット・オブ・シングス活用技術(インターネットに多様かつ多数の物が接続され、及びそれらの物から送信され、又はそれらの物に送信される大量の情報を活用する技術をいう。)、人工知能関連技術(人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術をいう。)その他の情報通信技術を活用して生産性の向上を図る産業

(事業の認定の申請)

- 第3条 条例第3条第2項の規定による申請は、別記様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事が別に 定める日までに行うものとする。
 - (1) 対象事業に係る事業計画書
 - (2) 対象事業に係る収支計画書又はこれに準ずる書類
 - (3) その他知事が必要と認める書類

附則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

職氏名様

申請者 住所

(法人及び組合等にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 印

(法人及び組合等にあっては、その名称及び代表者の氏名) 電話番号

対象事業認定申請書

対象事業の認定を受けたいので、鳥取県産業成長応援条例第3条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

| 対象事業の名称 | |
|-----------|--------------------------|
| 対象事業の概要 | |
| 対象事業に要する事 | |
| 業費の見込額 | |
| 申請する事業の区分 | □ 産業成長事業 (小規模事業者挑戦ステージ) |
| | □ 産業成長事業(生産性向上挑戦ステージ) |
| | □ 産業成長事業 (成長・挑戦ステージ) |
| | □ 産業成長事業 (成長・規模拡大ステージ) |
| | □ 産業成長事業 (一般投資支援) |
| | □ 次世代ソフトウェア産業等創出事業 |
| 添付書類 | 1 対象事業に係る事業計画書 |
| | 2 対象事業に係る収支計画書又はこれに準ずる書類 |
| | 3 その他知事が必要と認める書類 |

備考

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 複数の事業者が連名で申請する場合は、申請者の欄にそれぞれ事業者名及び代表者名を記載すること。
- 3 申請する事業の区分については、該当する事業の区分の□にチェックを入れること。
- 4 添付書類欄の3については、知事が別に定めるところによること。